売店等運営事業者の選定に係るプロポーザルの募集公告

公募型プロポーザル方式により、兵庫県立丹波医療センターの指定場所において、売店・ 職員食堂の運営及び自動販売機を設置する事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年9月11日

兵庫県病院事業 兵庫県立丹波医療センター 西崎 朗

1 公告内容

(1) 件名

兵庫県立丹波医療センター売店等運営事業者の選定

(2) 概要

兵庫県立丹波医療センター内の一部について行政財産使用許可を受け、売店・職員用食堂 及び自動販売機の設置運営を行なう事業者をプロポーザル方式により選定する。

- (3) 行政財産の使用許可を行う施設の概要
 - ① 所在地

丹波市氷上町石生 2002 番地 7

② 施設の名称

兵庫県立丹波医療センター

③ 許可予定箇所の位置等

売店:病院1階

職員食堂:病院2階

自動販売機:病院1階、2階

(4) 行政財産の使用許可期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで(3年)

- (5) 行政財産の使用料
 - ① 最低使用料

病院局公有財産取扱規程(平成 14 年病院局管理規程第 19 号)別表第 1 に定める使用料。

② 価格提案に係る使用料

設置運営する売店および自動販売機に係る売上実績額に一定の率を乗じた額(ただし、 売上実績が売上見込額を下回った場合は、売上見込額に一定の率を乗じた額)。

2 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができます。

(1) 事業実績のある者

売場面積が当センターの売店と同等以上の小売店舗を1年以上運営している者。

(2) 許認可等の取得者

販売に当たり、関係法令等の規定に基づく許認可等(届出を含む)が必要な場合は、それらを有すること又は事業者として選定後自らその手続きを行うこと。

(3) 欠格要件のない者(注:下請者も含む)

次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 兵庫県から指名停止措置を受けている者
- ② 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- ③ 国税及び県税を滞納している者
- ④ 公告開始日前日までの過去1年間に兵庫県内で食品衛生法(昭和22年法律第233号)に 違反したとして行政処分を受けた者
- ⑤ 暴力団排除条例(平成22年条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に 規定する暴力団員に該当する者

暴力団排除条例施行規則 (平成 23 年公安委員会規則第 2 号) 第 2 条各号に規定する暴力 団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者 ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号) 第 5 条 第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

3 参加手続

(1) 事務局

 $\mp 669 - 3495$

兵庫県丹波市氷上町石生2002-7 電 話 0795-88-5200 (代表)

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和6年9月11日(水)から10月7日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の、毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)。

イ 配布場所

上記(1)に同じ または 兵庫県立丹波医療センターホームページからダウンロード

(3) 参加申込書

ア 提出方法

所定の参加申込書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和6年9月11日(水)から10月7日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の、毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和6年10月7日(月)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参、メール、ファクシミリ 又は郵送とする。

イ 受付期間

令和6年9月11日(水)から同月20日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の、毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和6年9月20日(金)必着とする。

ウ 回答方法

令和6年9月30日(月)から10月4日(金)までの、毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に、閲覧方式により行う。

エ 質問様式提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)に同じ

(5) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和6年9月11日(水)から10月10日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の、毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和6年10月10日(木)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

企画提案書

工 提出書類

9部

② その他、募集要項に定めるもの

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、「県立丹波医療センター目的外使用許可に関する運営事業者審査委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 当選者の通知

当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取り扱い

当選者は、「県立丹波医療センターの指定場所における売店等の運営および自動販売機設置運営」に係る目的外使用許可の予定者となる。

5 その他

- (1) 留意事項
 - ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
 - イ 提出書類は、非公開とする。
 - ウ 提出書類は、返却しない。
 - エ 提出書類について、この書面及び募集要項に定める様式に適合しない場合は、無効とすることがある。
 - オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とする。
 - カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。
- (2) 参加に要する費用 本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) その他

詳細は、募集要項による。